

第30回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成30年2月14日(水) 10:00~12:10

場所 電力広域の運営推進機関 豊洲事務所A、B、C会議室

出席者:

<委員>

- 古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)
- 伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)
- 岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)
- 大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
- 加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)
- 工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 常務執行役員)
- 田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)
- 大久保 昌利 委員(関西電力(株) 電力流通事業本部 副事業本部長)
- 大村 博之 委員(JXTGエネルギー(株) 執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー
電気販売部長)
- 松島 聡 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)
- 柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員)
- 前田 尚 代理(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部電力事業推進部 戦略企画チーム課長)
- 山本 哲弘 代理(中部電力(株) グループ経営戦略本部 広域・技術調査グループ)

<オブザーバー>

- 日置 純子 (電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室長)
- 曳野 潔 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課長)
- 山崎 琢矢 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長)

【旧一般電気事業者発電部門】

酒井 大輔 (東京電力フュエル&パワー株式会社)

【再エネ関連協会・団体】

- 永谷 和久 (大口自家発電施設者懇話会)
- 浅見 正和 (公営電気事業経営者会議)
- 中島 大 (全国小水力利用推進協議会)
- 増川 武昭 (太陽光発電協会)
- 後藤 弘樹 (日本地熱協会)
- 中村 茂人 (日本風力発電協会)

小禄 直幸 (日本木質バイオマスエネルギー協会)

金子 孝文 (バイオガス事業推進協議会)

【新電力事業者】

新井田 慶太 (東京ガス株式会社)

欠席者：

坂梨 興 委員 (大阪ガス (株) 理事 ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)

鍋田 和宏 委員 (中部電力 (株) 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)

配布資料

資料1 : (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて

資料2 : 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

資料3 : 基幹送電線の利用率の考え方と最大利用率実績について

1. (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて

- ・事務局から資料1について説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(古城委員長) 今回、内容が複数あるため全体を2部に分割して進める。まず、「(1)想定潮流の合理化等に向けた取組について」、および「(2)-(i)N-1電制の適用課題への対応」を議論頂きたい。

(1) 想定潮流の合理化等に向けた取組について

(2) コネクト&マネージに関する取組について (i) N-1電制の適用課題への対応

(山本代理) 2点意見を述べさせていただく。まず、N-1電制の費用負担のところは、36ページにあるとおり、受益と負担の関係や混雑エリアの偏重回避を促すといった観点から、委員会としては案1で進めていただければよいと思う。それから2つ目は、電制装置の設置についてであるが、電制の対象者が、N-1電制を受け入れ系統に接続する事業者でない方が電制対象者は、不利益とはならないことがしっかり担保されていて、電制を受け入れることができるようになると思うので、設置費用だけではなく維持費用や機会損失費用の負担を整理して、納得できるようにしていただくことが必要かと思う。

(伊藤委員) 今の意見に対する質問であるが、N-1電制を受け入れない業者というのはあってよいものなのか。私は、統一したルールでいった方がよいと考えており、「拒否できる」のではなく、「拒否できない」でいった方がよいと考えている。

(事務局) 資料でも整理しているが、基本的に拒否できるものではないと思っている。設置はさせていただくが、一方で不利益になってしまっていけないものであるから、先ほどの維持費用等については、設置はさせていただく前提でどのように負担していくか、今後検討させていただきたい。

(伊藤委員) 何か問題があるからN-1電制が必要になると考えている。確認であるが、問題が生じないために、これ以上被害が大きくなならない、問題が生じないために、N-1電制を設置するのであれば、当然、皆さんが受け入れなくてはならないわけであって、不利益とか、利益ではなく、もっと全体的な害を抑えるためのN-1電制と考えればよいのか。

(事務局) おっしゃっていることは同じであると思っている。基本的にはみなさんが応分の負担をすることだろうと思っている。それが電制を設置する人は代表で設置するわけであって、ある特定の方が設置し他の方は設置しないことになる。全員に設置すると非効率になるので、電制装置を設置した方、特定の方だけが不利益になるのではおかしいということであって、おっしゃっていることはそこをきっちり制度上不利益とならないように制度設計しなくてはならないということである。設置義務は当然あるということ、そこを応分の負担になるように制度設計していくということである。

(山本代理) 事務局の説明のとおり、わがままで設置したくないわけではない。先ほどの説明のとおりである。

(岩船委員) いくつか質問と意見が混じるが順番に教えて欲しい。まず、12ページの想定潮流の合理化の適用について、広域機関の方で公表していくということは大変良いことだと思うが、なるべく可能な限り情報を詳細なものにしていただきたい。単なる空容量の色が変わりましただけではなく、もう少し具体的な情報がわかるようにしていただきたい。可能なかぎりよろしくお願ひしたい。後は、17ページにおいて、今後の検討体制は、広域機関の意向だけでは決まることではないという話だと思う。基本的には合意しているが、国とのやりとりでいろいろな事が遅れてしまうということがないように、なるべくスムーズに物事を進めていただきたい。次は質問であるが、27ページで、対象の発電機数が1送電線あたり10箇所程度というのは、例えば24ページの図では275kVの下に全部に繋がるのが10個なのか、下位も含めて10個なのか、1送電線あたり10個のイメージをもう少し具体的に教えていただきたい。

(事務局) 275kVの送電線に電制装置を付けるとすれば、その送電線に故障が発生した時に対象が10個、その下位系統にある77kVの送電線があるとしたら、その77kVの送電線が故障した時に対象となる発電機が10個ということです。

(岩船委員) 275kVの送電線の下に入るものが全部含まれると考えてよいか。

(事務局) 装置がついている方は20人いるかもしれないが、ある送電線が故障した時に動作させるのは10個ということである。

(岩 船 委 員) 大きいものから順にかもしれないが 10 個、それは電圧階級によらないということを理解した。そうすると、空容量がかなり拡大するという印象があり、是非、そのあたりについて数値を示していただければと思う。後は、費用負担の話であるが、36 ページについて、案 1 は確かに今の話の流れからしてすごく合理的だと思うが、今はいいけれど将来的にどんどん電制が増えていった場合に、マネージメントが大変なのではないか、最初はまずオペレーションと費用負担が一致しているからわかりやすくてよいが、一致しなくていいですよとなった場合は、誰が止めて、いくら負担するのか、運用が大変になり過ぎないか懸念している。今これでスタートするのはよいが、将来ずっとこれでいくのではなく、ある程度見直しする可能性があるというもので整理していただければよいと思う。37 ページにおいて、「受益者負担の考え方で算出」とあるが、受益者というと温暖化抑制効果で国民の受益があるといったように幅広となるが、今、考えている受益者がどの範囲とされているのかがこの文章だけではわからない。受益者は定義的に幅広いので、今なんらか言えることであれば教えて欲しい。

(事 務 局) 装置の設置については、N-1 電制の適用に伴って、何か受益の考え方が変わるというよりは、費用負担ガイドラインに定められた受益の考え方で整理するものと考えている。現行のルールのままと考えているが、ネットワーク側の設備については、系統につながっている皆さんが受益するという整理となっている。

(岩 船 委 員) 工事費用の負担は、ネットワークに繋がっているみんなで負担するというわけか。

(事 務 局) ネットワーク側の設備については、そのような考え方である。今のガイドラインでは、事業者側に設置するものについては、事業者側で負担するというように整理されている。

(岩 船 委 員) 新規電源が負担するわけではないのか。

(事 務 局) 事業者側に設置する設備については、新規電源の負担になるということで整理されている。

(岩 船 委 員) 理解した。後は、45 ページの先行適用の話は、是非進めていただければと思う。費用負担＝オペレーションではない場合も今後検討されていくことになると思うが、費用負担とオペレーションを分けないと高圧に接続する事業者にはメリットがないということなので、そのスケジュールはどうなっているのか。「先行適用しました」で一段落しないで、進めていただければと思う。

(佐 藤 理 事) 先ほどの 17 ページで、本委員会と「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」と行ったり来たりで、意思決断が遅れないようにという発言があったが、私はむしろ早くなるのではないかと思っている。実は大量導入小委員会で、岩船委員から、N-1 電制において明確なスケジュール等が示されていない、かつもっと早くやるべきだという相当厳しいご意見をいただき、それを十分踏まえ、今回のような提言をしておき、大量導入小委員会が始まる前に、本委員会で揉んでもらおうかと考えている。かつ、行ったり来たりとならないように、担当両課長にも今回オブザーバーとして出席していただいているので、行ったり来たりといったことが絶対ないようにしていきたいと思う。

(岩 船 委 員) よろしくお願ひしたい。

(加 藤 委 員) N-1 電制の対象電源の選定の考え方について、特にその優先順位は「系統運用上の影響が少ないところ」ということだが、効果についてはどのように考えているのか。効果については、放射状系統だから全て一緒ということだが、容量の大小もある。後はここにある優先順位 1、2 を使えばよいのだろうけれども、先ほどループ系統に少し絡むということも考えるのであれば、効果も場所によって変わってくる可能性もあるので、その辺も考えた方がよいかと思う。1 送電線あたりの電制量を超過する容量の発電機となっているが、これは周波数の問題と思うが、系統全体の話なので、系統で 1 ユニット、2 ユニット脱落しても系統周波数は問題ないように設備形成されている。一般的に、最大容量の発電機が脱落しても周波数は基準内に収まるようにつくられている。そういった意味ではあまり気にしなくてもよいような気がする。確認だが、電制はリレーで遮断するという話だが、実際、電制している時間はどれくらいの期間を考えているのか。10 秒程度ではなくやはり 1 時間や 2 時間といったものかと思うが、そうすると優先順位の 1、2 は、多分、火力の場合は全て厳しいのではないかという気がする。そういったことを考えると、N-1 電制で、マニュアル操作、つまり短時間過負荷に抑えておいて、後は手動で運用者が出力を抑制するといったことを考えるのか、それとも考えられないのか。もし、それが可能であれば電制量をもう少し少なくでき、影響も小さくできるのではないかという気がするのので、その辺を考慮されているのかについて伺いたい。

(事 務 局) 1 送電線あたりの電制量について、前回のコネクト&マネージの時にも説明したが、今、周波数を支えられるのは西エリア (60Hz 系統) で言えば、単機最大発電機 1 箇所という整理が考えられる。しかし、送電線故障については頻度が多いのではないかと、仮に単機最大が入っていても同じような容量の発電機を選んでいった場合に、かなり接近した時間帯に 2 線路で故障が発生した場合、影響があるのではないかとということで、前回、1 送電線あたりの電制量の目安を設定させていただいた。予備力の問題もあるため、予備力の面を考慮して、値の小さい方を使ったらどうかということだったので、ある程度、ここは考慮すべきではないかというように考えて記載させていただいている。抑制方法については、まだ詳細には装置の仕様について詰められていない。短時間過負荷まで抑える制御をするという考え方については、今後、整理させていただきたい。

(古 城 委 員 長) 加藤委員はそうした方がよいというお考えなのか。

(加 藤 委 員) そのように考えている。そうした方が、電制量は小さくすむので、影響が小さくなるのではないかと考えている。運用者の負担は増えるが、おそらく現在でもやられているので、それほど問題にはならないかなという気がする。

(田 中 委 員) N-1 電制の 21 ページで、これまでの議論で基幹系統のループ系統では N-1 電制は適用しないことが基本で進んでいたと思うが、今回はシンプルな系統では可能であれば適用する。なるべく N-1 電制を拡大するという姿勢を示されたわけであるが、どのようなものがシンプルかというのは、先ほど電源の配置だとか電源の数が少ないとかそのようなことを言われたが、何ををもってシンプルで、何ををもって複雑か、線引きが難しくなってく

るのではないかと。どこまでであればシンプルなのか、難しいが目安なりを作っておかないと、揉める気がする。もう1点が、27ページの対象発電機の選定の考え方である。除外する発電機ということで、これも小容量を除外することになっているが、基本原則はこれでよいが、どこまでが小容量で、どこからが大容量かという線引きがあいまいで、ある時は除外される、除外されないといった境の方がいると不満がでるのではないかと思う。1送電あたり10箇所あたりとする目安があるが、そうはいつでも小容量の発電機はどこまでなのかということについて、もう少し議論があってもよいと思う。N-1電制の費用負担については大分前にお話ししたが、基本的には受益に応じた負担があるということで、案1で進めていくことでよろしいかと思う。今日、他に申し上げたかったのは先行適用のところの39ページ、40ページあたりであり、40ページにおいて、前回までの「費用とオペレーションが一致するところから先行する」、これはこれでよいと思う。ただ、費用とオペレーションが一致しないところでも先行適用できないのかと思う。なぜ適用できないのかは、39ページで正確な費用の把握は難しく、オペレーションと費用負担を分けて考える場合、託送供給等約款の見直しが必要等いくつかのハードルがあるとのことだが、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」では、オペレーションと費用負担を分けるということで早急に検討を進めるという話だったと思う。作業停止の問題は逼迫しているのでその問題は早く検討していくということであり、そうするとオペレーションと費用負担を分けること自体は、形式上は問題はそれほどないのではないかと思う。ただ問題があるとすると正確な費用の把握が難しいことは確かに残っており、N-1電制の費用、機会損失等はどのくらいになるのか、ここは難しいのだろうと思う。ただ、それでも費用とオペレーションを分けられないのかなと思っており、結局、広域機関が機会損失算定の合理性をチェックし、電制対象となる人もその費用をについて納得する。後、実際に費用負担する人、払う人も納得する。みんな納得するのであれば、費用とオペレーションを分けて先行適用できるのではないかという気がする。先行適用で費用とオペレーションを一致するものから進めるのはよいが、費用とオペレーションを分けてやる場合でも、スムーズにできるものがあれば、すぐにでも始めてよいのではないかと思う。

(佐藤理事) コメントであるが、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」の方では、やはり、費用とオペレーションを分けるのは大問題であり、相応に時間がかかると考えている。やはり、なんとなくでは負担をされる方には絶対ご納得していただけないということはヒアリング上わかっている。相当正確に田中委員が発言されたような機会損失費用を把握して、それも個別個別できちんとした額を支払わないと納得いただけないことがいろいろ聞いてわかっている。これは難しいと思っており、ただ、先行適用といってずっとこれをやるわけではなく、少しでも早く本格適用はしたいと考えているが、田中委員が発言されたようないろいろな情報をどこが集めるのか、私どものいろいろな法令でありまして、各TSOでありまして、全部情報を集めるといった体制になっていないのでそれも決めていただくことが必要と思っており、相応の時間がやはりかかってしまうのではないかと思う。

(前田代理) 確認だが、15ページの想定潮流の合理化のところ、接続可能電源が増えるのであれば、前提として回答が長引いたり手戻りが発生したりがないのであれば、適用していただけるのはありがたいと考える。確認だが、平成30年4月1日以降となる契約と書いてあるが、これは回答と考えればよろしいか。

(事務局) 4月1日以前に契約したものには遡及しませんという意味で「契約」と記載させていただいている。あくまでも4月1日以降に回答されるものは反映されているということである。

(大村委員) 1点目は28ページのN-1電制装置の設置に関して「正当な理由なく拒否し」というのがあるが、逆に読むと正当な理由があれば拒否できるということ。正当な理由というのはどのようなものか。もし、あるのであれば事前に明示しておかないといけないのではないか。費用負担については、私も同じで、やはり既存事業者の事業予見性という観点からも案1で委員会の考えとして集約することに異存はない。

(事務局) 具体的に正当な理由というものはないが、全ての電源に対して公衆安全について一般送配電が把握しているとは限らないので、例えば量的に合理的として選んだ電源を止めることによって公衆安全に係わる事象があることがあれば、先ほどの除外の条件にも引っかかるので、正当な理由に該当するのではないかと考えている。最初にわかっていたら、最初から除外することになるが、把握できていないものが何かあればということである。

(古城委員長) 法律的には、特段の理由がない場合は原則として拒絶できないが、特段の理由がある場合は拒絶できる。例えば、装置を付ける場合でも技術的に不十分なものであったりすると拒絶できるということ。

(大久保委員) 27ページの電制対象の選定の考え方のところで、調整力としての電源I、それから需給調整市場のように調整力という電源があった場合、その電源が電制対象となるのかについて、少し考えておかななくてはならないのかなと考えている。需給調整市場になると、ある時は調整力として市場に出すときがあり、ある時は出さないときもある。出さない時だけ電制対象とするとか、電制との係わり、調整力との係わりについて考えておいた方がよいのではないかと考えている。

(事務局) 他の制度との関連については、今後、もう少し整理させていただきたいと思う。

(加藤委員) 先ほどの先行適用の件で、費用負担とオペレーションが一致しないなど、なかなか難しいという話があったが、先ほど発言したように、例えば、事故で短時間過負荷になった時の出力調整で抑制することができるのであれば、機会損失は発生するが、ユニットを遮断するわけではないため影響が小さく、そういった意味からすると拡大量はそれほど多くないかもしれないが、すぐにでも適用できるのではないかと考えている。

(佐藤理事) やはり、機会損失は機会損失なわけであり、少しでも損失があれば、それなりのコンセンサスや納得が必要と思う。

(加藤委員) その場合、そのユニットがどれくらいで市場に出しているかわかるので、それに対する機会損失でよいと考える。遮断してしまったら、起動するまでの機会損失費用や、さまざまなお金に換算できないものなど全部考えなくてはいけないことになるので、そういった

意味では、出力抑制だけであれば容易で納得性があり、早期適用できるのではないかと考えている。

(佐藤理事) やりやすいと思うが、先ほど加藤委員が発言されたように市場価格で取引されている場合もあるが、相対で取引されている場合は相対価格を要求されることがあるわけであり、やはりいろいろ調べることは必要だと思う。

(寺島理事) 補足させていただくが、先ほどの田中委員・加藤委員の発言で、費用とオペレーションを分けた場合でも、先行できるものは、出来るようにしたらよいのではないかということだが、39ページに書かれているこの問題は重い問題だと思っている。それは、「既存も含めて誰もがN-1電制や抑制の対象になり得るということ」とであると同時に、その受益が新規連系に関係することの問題である。この問題を、「とりあえず先行適用できるものは、その中から除くから、その後はゆっくりやります。」と言っているわけではない。もちろん順番や段階があり、「早くやらなければならないものや、早くやれるものは早くやる。」と思っているだけ。この件については、今日、資源エネルギー庁の両課長に来ていただいているが、既存電源も含めた非常に重い話であるので、広域機関のこの委員会だけで簡単に解決できるわけではなく、17ページの大量導入小委員会と連携をとりながら、しっかり進めていかなくてはならないと考えている。それは、田中委員の発言にあったように作業停止調整の方と関係してくるので、コネクト&マネージの本格適用を合わせて検討していくことになっており、全体一式で、広域機関の方でしっかりと検討していく。

(日置オブザーバー) 2点申し上げたい。まず、1点目はN-1電制の対象機器の選定の在り方に関してである。こちらについては、公平性や予見可能性が発電事業者には大事になってくると考えており、いろいろな理解が進んでいくことが大事になってくるかと思う。この観点から、別途、別の場で議論されているが、作業調整の方でもどれが抑制対象となるのかについて先般議論されていたと思うが、その内容と何が違って、何が同じなのか。おそらく、こちらのN-1電制は瞬時で落とさなければならないといったことでいろいろ違いがあるのかもしれないが、その違いについては、今後、整理して、事業者にとっての予見可能性を高めていくということを期待したい。もう1点目は、費用負担の在り方についてである。今後、資源エネルギー庁の小委員会にて議論されていくことと理解しているが、他方、この委員会の場では案1での意見が多かったということで小委員会に上げていくという方向そのものに異論はない。我々オブザーバーとして参加させていただき、監視等委員会事務局としては、案1なのか、案2なのかについては、幅広く議論することが重要なのではないかと、新規事業者の方に負担を負わせるのかどうなのかという視点も入ってきていると思う。それが全体の発電事業者間の公正な競争の観点からどう見えるのかということも大事な要素だと思っているので、我々としては、今後、幅広く議論されていくことを期待している。委員会として案1を出されるのはいいが、我々としてはここでの回答は留保したい。

(東京電力フェル&パワーがザバー) 2点ある。1点目は、想定潮流の合理化だが、流通設備の効率的活用と再エネ大量導入という点で、取り組みは非常に意義深いと思いつている。一方で、発電側としては、先ほども予見性の話があったが、想定潮流の結果によっては、ビジネスに対する影響が大きいので、予見性の確保のところをよろしくお願ひしたい。加えて、毎回、毎回はやる必要はないと思うが、評価内容の妥当性について監視等委員会などにチェックを依頼するといった場を設けるとかが、発電対グリッドという体制の中でフェアではないかと思いつている。2点目はN-1電制についてである。これも再エネ導入という点で大変意義深いと考えている。我々はどちらかという抑制される側であるが、安定供給のために運用上全力で協力していきたく思いつと思う。一方で、機会損失・燃料代といった負担が発生してしまうので、これは今後重要な論点として国で議論されていくものと理解している。ここで一つの視点として、事故が起きた直後、事故が起きて復旧されるまで、予見性のある故障を修理する作業というところでは、やっぱり、分けて考えた方がよいのではないかと考える。そもそも調整力の定義というところも、事故直後、復旧までを調整力でカバーするというのもあるので、もちろん、設備トラブルかどうか、起因・原因しだいではあるが、基本、そのところは調整力でカバーするというのが一つの視点としてあるのではないかと思いつ思う。その後の作業とか予見性のあるものについては混雑回避を主軸に決めていけばよいと思いつている。

(東京ガス株式会社がザバー) 透明性の向上という視点で3点ほど意見を述べさせていただく。1点目は、資料の方を拝見すると、41ページのところで、既にN-1電制を導入済みの例を参考にとついう記載がみられる。これは、N-1電制はすでに導入済みの系統があるということを理解した次第だが、こうした系統についてはN-1電制を前提とした電源が既にぶらさがつているということで、新たに系統に連系しようと思つた時に連系の可能性は相対的に低いと思いつている。発電事業者の立場としては、どの系統がN-1電制を導入済みでどの系統が導入済みでないのかが、電源開発業務の実務を円滑に進めるためにも、接続検討の申し込み前の段階で、事前に把握しておきたい一つと思いつているので、是非、情報公開すべき一つとして、前向きに取り組んでいただければと思いつ思う。2点目は、田中委員の指摘と絡むが、21ページのところで「シンプルな制御が可能なループ系統についではN-1電制を適用していく」とあるが、きめ細やかにご対応いただくということでこの方向でよいと思いつ思う。一方で、どこがシンプル、どこがシンプルでないのかというのはなかなか系統の専門家ではない我々には分かり辛いので、この件についても例えば個別の系統毎に、N-1電制の適用可否など情報公開していただくなど、さらなる情報公開について検討いただければと思いつ思う。

3点目は、本格運用のところ、N-1電制時の費用負担については、今後、小委員会の方で整理となっているが、いずれの費用負担方法になったとしても、N-1電制発動時には費用をどなたかに負担していただくことになる以上、何故その費用負担が生じることになったのかということに対する具体的な説明が、費用負担とオペレーションを分けることになれば、なおさら、説明が必要になるのではないかと思いつ思う。現状、再エネ出力抑制時は事後検証等を行っているので、N-1電制時に同様かどうかは今後の議論かと思いつ思うが、透明性の

確保という点では大事だと思いますので是非こういったことを念頭にご検討いただければと思います。

(太陽光発電協会オブザーバー) N-1 電制時の費用負担の件に関して、資料 31 ページにオブザーバーからの意見としてまとめていただき感謝する。私ども再エネ事業者から多く出た意見として、案 1 では納得できないという意見があったが、それについて少しその理由を補足させていただきたい。理由は受益と負担という観点である。例えば、既設の電源については、ファーム接続が補償されている、すなわち、その電源が存在する限りいつでも好きな時に最大出力で運転できるという権利を、電源によっては 40 年 50 年もの相当長い期間その権利を持っていると考えられる。しかしながら、私の理解が間違っていれば、指摘して欲しいが、にもかかわらずほとんど費用負担していない電源が相当多いと理解している。それなのに、空容量がないからといって、接続することで便益を受けるのだから費用負担しなさいというのは、なかなか納得いかないのではないかと、また、同じことだが、同じ太陽光でも 1 分接続の契約の申し込みが早いのか遅いのか、早い方は、容量があったから、20 年か 30 年かわからないけれどもファーム接続の権利を持っている、1 分遅かったからといってあなたは空容量がないので負担しなさいというのは、なかなか後者は納得いかないのではないかとこのように理解している。そこが案 1 では納得いかないという一番の大きな理由である。なお、本日、日置室長が出席されているが、今、託送料金の見直しにおいて発電側課金が議論されていることについて、我々として発電側課金を全面的に賛成、賛同するわけではないということを付け加えさせていただく。

(全国小水力利用推進協会オブザーバー) 私が申し上げたいのも、今の N-1 電制の費用負担に係わる部分、31 ページ～37 ページの部分について意見を申し上げたい。まず、大変恐縮だが、そもそも、我々の考えについて論点ではないが、一言だけ申し上げたい。私どもとしては、配電連系している発電所は、基幹系統に係わる負担、工事制約を受けるべきではなく、配電系統での解決を図ればよいと考える。特に、配電変電所からみて上位系統に対して逆潮流がない限りにおいては切り離して議論できるはずだと考えている。ただ、今日の資料から外れるので、これから資料の範囲内で意見を申し上げる。私どもの意見としては、案 1、2、3 が出てくるが、案 2、むしろ案 3 の方が適切ではないかという考えを持っている。それについて、ここに書いてある論点以外に 2 つほどを追加させていただく。1 つ目は、電力系統は、公的な資産であり、公共資本と位置付けるべきものであると考えているので、基本的な考え方としてアクセスに新規と旧来との差をつけるべきではないという原則論、これが 1 つ目の論点である。2 つ目は固定価格買取制度の主旨というところである。FIT の一つの重要なポイント、これは私の理解であるが、制度でリスクをコントロールすることによってリスク負担を下げ、結果的に FIT 価格が上がらないようにむしろ抑えるようにするものである。少し説明すると、発電事業を行う時にリスクが高ければ、いわゆるハイリスク、ハイリターンという言葉があるが、民間資本によって再エネの発電事業を促進するときに、リスクが高ければ高いほど当然リターンを大きくしなければ民間の投資が集まらない。どうしてもリターンの分が大きくなってしまいが、公共性の高い事業ではハイリスク、ハイリターンはなじまないもので、制度的にリスクをコントロールして抑えることによ

ってローリスク、ローリターンとして、少ないリターンでも民間投資が入ってくることが望ましい。それによって国民負担も抑えられる、これがFIT制度の一つの考え方であると理解している。その観点からして、いろいろな事情があってやむを得ないのだろうけれども、いろいろな形で新規参入に対するリスク要素は増えてくるが、できるだけ回避していただきたい。特に、自然変動電源は、初期投資が大きくて、ランニングが小さいという性質があるので、どうしても金利負担が大きくなるほどそれがコストに反映されるので、リスクを制度でコントロールして、予見可能性という言葉があったが、可能な限りリスクは制度適用で抑えることにより、金融の目からみて、リスクが低く見える方向にする意味から、案2、案3の方がむしろ望ましいという意見である。

(公営電気事業経営者会議がザパー) 私の方からは、この委員会に出席させていただいて、コネクト&マネージの検討を今進めているということで、系統が逼迫している中でこのような議論が進んでいることは非常に好ましいと考えている。一方で、エネルギーミックスといった水力、地熱といった開発の足の遅い電源の導入が遅れているので、このコネクト&マネージで空容量が出てくることに対して、趣を持ってみているところである。これらについても我々の方の導入が促進できる方向で進めていっていただきたいと考えている。またスケジュールが示されているが、一刻も早く試行適用でもやっていてもらいたいと考えている。

(大口自家発電施設者懇話会がザパー) スライドで27ページの対象発電機のところ、前々回、時間切れで十分な説明ができなかったことから今回再度説明する。まず、自家発電で熱電併給しているが、まず自家消費をする、その上で電力と熱の余剰を社外に供給する場合、こういったケースには非常に影響が大きいという話である。電制対象となった場合、発電量が制限されても我々の事業そのものは継続する必要がある。事業者および社外で使用する熱エネルギー、これについては継続して供給する必要があるのでボイラを停止することはできない。よって、電制時に即、電力と熱のバランスをとる必要がある。発電で使用していた蒸気を一時的に大気へ放出させたり、あるいは蒸気タービンをバイパスさせて復水器へ持っていくの対応が必要になってくる。ガスタービンの場合は、制限される発電量によって廃熱ボイラの追い炊きとか、予備ボイラ起動等の対応が必要になってくる。一方自家発電の燃料の話であるが、燃料はプロセスからの副生の液体燃料やガス、あるいは黒液、廃熱からの回収蒸気等、回収エネルギーを使っている。そういった燃料側の一時ストックあるいは供給量の調整が必要になってくる。いずれにしても電力販売の機会損失が増えるものもあるが、本来の我々の製品の製造費用が増加する、もちろん省エネの悪化、あるいは温暖化ガスの増加、そして現場で非常作業が発生しオペレータの労災発生リスクも増えることを懸念している。電制時の蒸気圧力の急激な変動によってこうならないようにしているが、事業所の生産プロセスのインターロックによる緊急停止、あるいは爆発火災の発生リスクは増えるということが懸念される。そういったことで自家発電の電力と熱の余剰を社外へ供給しているという事業者は、今回の電制対象からは是非とも除外していただきたいと思うし、本来の事業に与えるインパクトが各業界によってまちまちなので、鉄連、製紙連、日化協等、各業界の団体の意見も一度ヒアリングをお願いしたいと思っている。

(日本地熱協会がザパー) N-1 電制についての予見性確保ということから、2点述べさせていただきます。今回、先行適用ということで、やれるところからという話であるが、事業者の立場から言うと本格適用を前提とした接続回答を早くできるようにしていただきたいという要望がある。本格適用を見込んだ接続回答を得られると、我々、系統確保の予見性が高くなるので、この点検討をお願いしたい。もう1点は、これもあまり事例がないのかもしれないが、過去の事故実績等、今回はこういうところのポイントの資料がなかったが、事故実績とか作業停止とか、N-1 電制に係るそのような事項、止まる、停止させられるとか、こういう資料を出していただければありがたいと思っている。事業をやる上で予見性ということが非常に有効な情報でないかと思うので、検討よろしくをお願いしたい。

(日本風力発電協会がザパー) 2点申し上げる。1点目は24ページのN-1 電制の効果についてである。今回はイメージということで、6つほどの試算例をお示しいただいているが、わたくしどもからみると、期待したよりは効果が出ていないのではと思った。ただ、実際には、日本全体、全国でみないとN-1 電制適用した場合の効果はわからないと思うので、これからご検討されると理解しているが、なるべく早く、日本全体で一体N-1 電制が実施できる系統、あるいは送電線がどのくらいあって、どのくらいの効果があるのか、まとめて公表していただけたらと思うのでよろしくをお願いしたい。2点目は資料の41ページ、先行適用の将来の扱いということで、別に結論ということではなくてこのような論点があるということで紹介いただいているが、我々風力事業者からみると、先行適用で早くやらせていただくというのは大変ありがたいが、将来、なるべく早くお願いしたいが本格適用のルールが確定した段階では、当然、本格適用の案件と同様の扱いでやっていただきたい、それが素直に考えた時のあるべき姿であろうと思う。

(バイオガス事業推進協議会がザパー) 私は、N-1 電制の費用負担については案2をお願いしたいという意見である。N-1 電制は特別高圧接続電源に関する措置であるため、これはわからないが、2MW以上の出力容量の電源が対象になるものと考えられる。昨年3月末時点でのバイオマス発電設備のFIT認定件数は257件であるが、そのうち2MW以上の案件はわずか4件、つまり1.6%に止まっている。最大でも2.5MWの状況である。このため、N-1 電制はバイオマス発電の系統接続制約の解決に大きな効果を持つとは考えられない。しかしながら、高圧接続の場合でもバンク逆潮流を必要とし、特別高圧の増強に多額の工事を求められることがあるが、非常にお金がかかるので接続を断念するケースが相当数みられる。このような場合には、N-1 電制の導入が助けになるのではないかとと思われる。しかし、バンク逆潮流を必要とする案件の多くは、高圧線自体の増強も必要とする場合も多く、仮に新規電源のみがN-1 電制費用を負担する制度を採用した場合は、この新規案件は2重の負担を求められることになる。N-1 電制負担のみで済む特別高圧案件の負担は1つだけであるから、それに比べると厳しい措置になると考えられる。このため、N-1 電制費用は既設電源も含め、広く負担することが必要であると考えます。既設電源は、総括原価方式に基づいて系統増強費用を顧客に転嫁してきたものが大半であり、またFIT電源でも、FIT発足初期は系統に空容量があったために系統増強費用負担なしに接続できた電源も多くあったと思われる。従って既設電源もN-1 電制費用を負担すべきものと考え

る。このようにして新規電源の接続を容易にすることは、再エネ電源の拡大に貢献するものとする。なお、既設電源にも費用負担をさせると費用は増えるが、新規電源も同じように負担するわけだから、競争上の公平性という点では問題ないのではないかと考える。

(大橋委員) 2点ある。まず1点目、費用負担についてはここではあまり議論しないということではあるが、今回、案1が出てきた考え方の背景だけ申し上げたい。基本的に事業者の立場では予見可能性が極めて重要なのは論を待たないと思うが、予見可能性に係るリスクとか不確実性とかは、なくなるわけではなく、誰かが負担しなければならないわけである。事業者の予見可能性を高めるということは、すなわち、誰にそのリスクなり不確実性なりが行くとかということ、需要家に基本的には行くことになるのであろうと思う。そういう観点で考えてみると、今回の話は全てそういったものを需要家に押し付けてよいのであろうかという点が議論になっていると思う。仮に受益者がいるとすると、受益者に一定程度のリスクを負担していただくことに合理性はないのかという考え方で案1なのかなと思っている。基本的にここでは決めないということであるが、そうした予見可能性を一方に寄せると、誰かに負担が行ってしまうという裏側にも考えを向けていただければと思う。2点目はあまり論点にはならなかったが、12ページに連系線の潮流想定においてシナリオベースでシミュレーションを用いて情報公開をしていくとあるが、是非、しっかり進めていただきたいと思う。行政の評価でこういったことをやることは非常に少なく、ある意味シナリオベースで不確実性が高まっている世の中では、こうした取組が成功することは、他にも同様の取組に広がるきっかけになるのかと考えているので、そういう意味で、是非、進めていただけたらと思う。

(山崎オプザバー) 少し冒頭、今進めている状況について説明申し上げたいと思う。昨年8月に、資源エネルギー庁全体として、経済産業省全体として、エネルギー基本計画の見直しの検討を始めている。その中においてさまざまな論点はあるが、自然変動電源を主力電源にするということをやっている、その大きな課題として、コストの低減、さらには系統の制約の解消といったことがあるという位置付けで、経済産業省全体、資源エネルギー庁全体で議論を進めているところである。これを受けて昨年12月18日から、本日も何度か言及いただいている再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会というものを立ち上げて、曳野とともに我々2人が担当課長として事務局となって、再エネの大量導入、次世代の電力ネットワークの検討を包括的に進めているところである。系統のところは、前回1月24日にかなり議論させていただいて、大きく空いているのに使えない、高い、遅いという、発電事業者の方からさまざまな声をいただくと3つに集約されるわけだが、特に空いているのに使えないというところについてどのように考えるのかということで、いわゆる日本版コネクと&マネージの内容について、1月24日、前回の委員会にてご議論いただいたところである。その内容において、佐藤理事がオプザバーとして参加していただいたが、この委員会および広域機関の検討状況、いわゆる日本版コネクと&マネージについても広域機関で検討いただいている内容について報告いただいた。この検討にあらためて感謝したい。また、引き続き、本委員会を中心として、迅速かつ公平な審議に期待申し上げたいと思う。この委員会の中でも、特に、N-1電制の費用負担が重要論点とし

て提起をされたことを受けて、本日、曳野と私でこちらに参加しているところである。本日、議論を聞かせていただいたので、事務局の資料、委員のご提案、ご意見の中で案1を中心に、当面やっていくこと、またさまざまな視点があること、またオブザーバーの方々からも視点をいただいたと思うので、そういったことも含めて、早期に大量導入・ネットワーク小委員会の方でもしっかりと受け止めて議論させていただきたい。なお、岩船委員からも行ったり来たりにして、時間がかかるのはけしからん、避けるべきだというご指摘をいただいたが、そのとおりで、決して屋上屋を重ねるつもりはなく、そういうことをやるつもりはないので、この委員会としっかりと連携しながら、スピード落とさずにむしろ加速して検討が進むように、我々、経済産業省としてもしっかりとマネージをしていきたいと思う。

(曳野がザー) 1点だけ、個別論点についてコメントさせていただく。N-1電制をループ系統で適用しない場合には、おそらく事前制御をして個別に止めてくださいということをお願いするという運用になる可能性があるが、その時には事前制御する対象の電源が増えてしまう懸念があり、先ほど加藤委員の方からも指摘があったような短時間過負荷を許容する考え方であるとか、可能な限り合理的なやり方を追求していくことが大事なのではないか考える。そうでないとN-1電制の対象が外れた瞬間に制御量が極端にあがってしまうのではないかと思う。これは発電事業者の方々からみても非常に予見性に段差ができてしまうということであるので、ここを、仮に、技術的な条件でできないとしても、可能な限り運用において最低限にしぼるといような考え方は重要なのではないか。これはこの場でご議論いただくのか、あるいは電力会社の運用の中でしっかりやっていただくのかもしれないが、非常に大事なのではないかと思う。資料3の9ページをみると最大潮流が100%を超えている例もある。短時間過負荷は、おそらく会社によって、または全社なのかわからないが、許容して運用されていると理解するが、その辺りがなされるとN-1電制が全体でできないのかということにつながる、というかそこが論点化するので運用は合理的にやっていくことが大事だと思う。

(古城委員長) それでは、(2)-(ii)のノンファーム型接続の課題整理について議論いただきたい。なお、時間の方が30分ほど超過しているので、それを念頭において報告、質問等、簡潔にお願いしたい。

(ii) ノンファーム型接続の課題整理

(工藤委員) 今日、話しがあったように、ノンファーム型接続を実際導入して、これによって再エネの大量導入を目指すためには、やはり一定の予見可能性を高めることは大切だと思っている。ファイナンスがそれによって実現可能になると思っている。当然、今日話しがあったように、将来の抑制量や抑制時間を保証する必要はないと思うが、今回例示していただいたように抑制順や抑制上限などを定めることは予見性を高める上で重要と考える。58ペー

ジにあった「平均的に抑制を行うという案」については、抑制時間や抑制量に上限を設定しても、後からどれだけ申し込みが入るかということは予見し難く、また混雑エリアへの偏重回避の考え方からもあまりそぐわないのではないかと思う。これ以外にも、ファイナンスの実現には多くの論点が存在していると思っているが、また、今回の情報提供の例示はあくまで例示に過ぎないと認識した上でのことと思うが、現状の潮流デューレーションや今後の連系予定だけでは、将来の潮流デューレーションを想定するには困難であると思っていて、想定するに至る情報というものがどういうものであるかも議論をしっかりとしていくべきと考えている。またこれから議論されていく提供される情報の内容や、情報を受けた上での抑制量、抑制時間の見積りの仕方や、見積もったリスクを事業者が本当に取れるのか、それからリスク量が増えることでデットの金利が上昇するなどが起こり得るわけだが、事業者が抑制リスクも負いながらコストを受け入れることができるかなど、金融では非常に大きな論点が創起されると思っている。こういった議論を再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で対応することになるのだと思うが、是非しっかり議論していただきたいと思っている。また、当小委員会ではダイナミックプライシングや電力貯蔵などにより、需要を増加させる取り組みも検討していくことになると思うので、ダイナミックプライシングや電力貯蔵などが導入された場合は域内の需要が増加して想定潮流が減少することになるため、ノンファーム型電源はファーム型電源にどのように変化していくということも考えられると思うので、当小委員会では幅広い議論の中で全体の最適解を求めていただきたいと思っている。一方、広域の委員会は、対比すれば部分最適解を求めるような位置づけになるのかもしれないが、全体最適解を議論する上で非常に重要な検討要素になっていると思うので、ここでしっかり議論したいと思っているし、それぞれの委員会での論点を明確にしながら、それぞれにしっかりとした議論ができるように運営をお願いしたい。

(岩 船 委 員) 今回のノンファームの進め方のいろいろな場合分け等を考えても、そもそも根本的にノンファーム型電源のオペレーションと計画値同時同量制度が合っていないというのがしみじみよくわかる。実際、電力監視等委員会の制度設計WGの方でも、インバランスが何で起こるかとみた場合に、結局、2日前の再エネの発電量の予測誤差がすごく効いているという話があって、そこに不整合があるなど、もしかしたら、そこを変えないとノンファーム電源のオペレーションはうまくいかないのではという懸念がすごくある。今後、再エネが増えることを考えると、そのあたりまで話を詰める必要があるのではないか。本当は、おそらくノンファームを主軸にして、N-1電制は、結局、電制装置の費用負担を考えると、なるべく減らせるほうが望ましいと思っていたが、今の状況では連携してやるのは難しいのかなと思った。工藤委員からの発言があったように、この委員会のミッションは、今後増える微分値を対象に、それを今のシステムをベースにうまく入れていく方法を考えることである。従って、いきなり全体最適を追求するのは難しく、52ページ等にあるとおり、一定程度の予備力分を想定してノンファームの発電計画を立ててもらおうとか、やはり次善の策を示していくしかないのかなと思った。もう一つ、是非検討していただきたいのは、計画値同時同量制度下で、且つ再エネがたくさん入って、しかもノンファーム電源も

ある程度あるヨーロッパで実際にどのようなオペレーションがされているのか、詳細に調べていただいて、今後の制度設計に資するようになっていただきたい。

(前田代理) ノンファームの議論は非常に有用だと思っている。先ほど東京ガスのオブザーバーからも発言があったとおり、47ページのノンファームの課題として上がっていないと思うが、どのようなオペレーションがされたのか検証というのがノンファームでも大切になってくるので、そういう項目を課題としてあげたらいかかと思う。

(大久保委員) 2点ほどお願いします。まず、54ページで現行制度との整合とあるが、このやり方はノンファーム型接続に関して、オペレーションと費用負担を切り分けるというやり方を提案されていると思う。早期導入ということ考えた場合、オペレーションと費用負担を切り分けないでいろいろ課題を解決してからこのようなやり方に取り組むべきと思うが、その点についてはどういうお考えなのか確認させて欲しい。2点目は、57ページの情報提供についてで、これからどういう情報提供をやっていくのか議論されると思うが、例えば、情報提供の例で「(b) 今後、対象線路でどのくらいの新規電源が接続する予定があるのか」の情報ですけれども、これであれば、現在、連系申込してある電源の予定くらいではと思うが、どういうことを考えているのか確認させて欲しい。

(事務局) 先ほどの54ページの議論は、繰り返しになるが、まず、できることからやっていくという姿勢で言えば、53ページのように当然こちらからまず取り組んでいく、オペレーションと費用負担を切り分けなくて、ある程度、裕度を見込んでやっていくというのがまず大前提と考えている。ただ、今後、この隙間をより埋めていくためには、今後、議論していかなくてはならないと考えている。ただ、一方で、オペレーションと費用負担を分けるというのは、39ページにあるように、N-1電制の課題と同じように課題は必ず出てくるし、当然今ですと平常時に抑制するという仕組みもないので、そういったことを合わせて検討していくが、初めから検討してしまうと時間がかかってしまう。よって、まずは52ページ、53ページとかのように裕度を見込んだノンファームというものから検討していくものと考えている。もうひとつの57ページにある予見性のbのイメージは、前回委員会の効率的なアクセス検討業務の在り方の議題にあったように、例えばPJMが公開している案なども考えられると思うが、ただ、情報の取り扱いに関しての問題が多いので、どういった取り扱いまで決定しているものではなくこれから検討したいと考えている。

(古城委員長) 時間がおしているので、この議題についてはこれで終わらせていただきたい。また、オブザーバーからの意見を伺う予定であったが、本当に時間がないので、申し訳れないが次回に合わせて伺うことにしたい。

(事務局) さきほどのN-1電制とノンファーム接続の議題をまとめる。今日、エネ庁の両課長様にお越しいただいたが、今後、重要論点については国の方に上げていくことになる。今日、オブザーバーの方々含めていろいろな意見を伺ったので、その内容をちゃんと整理し、しっかりと国の方にあげていきたいと思う。よろしくお願ひしたい。後、特に、判断の分かれ目のところをどういうふうにするのかという論点とか、情報公開のところについてはいろいろな意見をいただいたので、そこについては引き続き議論をいただきたい。

2. 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

- ・事務局から資料2により説明を行った。
- ・質疑なし

3. 基幹送電線の利用率の考え方と最大利用率実績について

- ・事務局から資料3により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(事務局) 本資料については、昨今、大学の方から分析結果がでて、その関係で、今日ご出席の委員の皆さまからも多くご質問をいただいていること、かつ、大学が広域機関のデータを使っているという関係もあって、我々の方にも多くの質問をいただいている。本来、この広域系統整備委員会での論点ではないが、皆さまの関心も高いということで本日ご説明をさせていただきます。

(岩船委員) 2点ある。1点目は、9ページで、四国と沖縄に青赤がないというのは空容量がないということか。それとも末端が詰まっていて上は問題ないということか。2点目は、10ページでイレギュラーの理由で最大潮流が出ているところが選ばれていたりすることがあるようだが、そうではなく、イレギュラーを除いた最大潮流があったら有益かと思った。是非、こういう検討をして正しい情報を公表していただくことが重要だと思う。よろしくお願ひしたい。

(事務局) 四国と沖縄については、基幹系統、上位2電圧に限ってではあるが、空容量ゼロと公表している線路がないということである。

(伊藤委員) 日本というのは、よほどの災害がない時には停電にはなりづらいというか、先進国の中でも、アメリカのような国でも停電がかなり起きていたような状況の中で、やはり製造業の立場では停電ほど恐ろしいものはない。安定的に電気が供給されているからよい品物ができるわけであって、これが利益に繋がり、国益に繋がっていくと思う。この電気量の見方が、見誤って伝わってしまうと非常に問題であり、今回のように最大で観ない限りは、本来の電気供給量ではないというのがあらためて認識できた。質問だが、他の国というのはここまで相対的にものを見ていないという考えで正しいのか、何故、状況が違うのだが、他の国は停電が起きやすくて、日本は起きていないのか、というところが見方の違いなのか、管理の違いなのか。

(事務局) これは、いろいろな分析があろうかと思うが、しっかり設備をつくってきたというのが日本の特徴かと思う。そういう意味ではこういう多くの系統利用者を入れるためのマネージというのは遅れているかもしれないが、逆に言うと、信頼度を高めるためのマネージと

いうのはかなり先行していると思っていて、先行しているがゆえに諸外国に比べ信頼度が高い系統になっているのだと思う。

(伊藤委員) 今回もいろいろな立場から、いろいろな議論が生まれると思う。スピードも重要だと思うが、そこはみなさんの意見と取り上げながら、これからも安定供給ができるそういう国であることが一番重要かなと、今回あらためてこの数字を見させていただいて感じた。

(岩船委員) 7ページの実際に空容量がゼロになっているところと、その影響で真っ赤になったところというのは、結構大事な情報だと思うので、これは分けて公開してもらえると、将来の次の手を発電事業者が考える場合に、どこが問題でだめになっているか、そこを見極める上で、もう少しレベル分けした情報がでるとうれしいかなと思った。

(事務局) そのとおりで、我々もこれを分析するにあたって、少し問題かなと思ったところであり、情報公開のところはしっかりと検討していきたい。

5. 閉会

(古城委員長) これにて、本日の議事は全て終了したので、第30回広域系統整備委員会を閉会する。事務局から連絡事項があるか。

(事務局) 本日の議事録については、事務局にて作成し委員の皆さまにご確認頂いた後に広域機関のホームページにて公表させて頂く。次回、委員会は、3月9日(金曜日)の16時から、場所はこちらの会議室での開催を予定している。

—了—